

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月15日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき<u>公安委員会</u>が定める軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ 自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者2人を<u>幼児2人同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>ロ 自転車以外の軽車両には、本来設けられている乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 法第74条の3第5項の規定に基づく安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任及び解任の届出は、自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者にあつては別記様式第7の届出書を、副安全運転管理者にあつては別記様式第7の2の届出書を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記様式第5の2 <u>(第7条の2関係)</u></p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p>	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第9条 法第57条第2項の規定に基づき、<u>軽車両の</u>乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は<u>次の各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>イ <u>二輪又は三輪の</u>自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 16歳以上の運転者が小学校就学の始期に達するまでの者2人を<u>同乗用自転車</u>（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させている場合</p> <p>(ハ)・(ニ) (略)</p> <p>ロ <u>二輪又は三輪の</u>自転車以外の軽車両には、本来設けられている乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 法第74条の3第5項の規定に基づく安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任及び解任の届出は、自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者にあつては別記様式第7の届出書<u>2通</u>を、副安全運転管理者にあつては別記様式第7の2の届出書<u>2通</u>を提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記様式第5の2</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p>

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8

（略）

2～6 （略）

（略）

（略）

別記様式第5の3（第7条の2関係）

（表）

（略）

（裏）

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項及び第75条の8

（略）

2～6 （略）

（略）

（略）

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8

（略）

2～6 （略）

（略）

（略）

（細則第7条の2）

別記様式第5の3

（表）

（略）

（裏）

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

● 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び同法第75条の8

（略）

2～6 （略）

（略）

（略）

（細則第7条の2）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の新潟県道路交通法施行細則別記様式第5の2の標章及び別記様式第5の3の標章は、当該各標章の有効期間が満了するまでの間、それぞれこの規則による改正後の新潟県道路交通法施行細則別記様式第5の2の標章及び別記様式第5の3の標章とみなす。